

〈論説〉

近世ドイツの市民法学における数学的方法の試み

—ライプニッツ＝ヴォルフ学派の方法論とそれに対する
法学者ネットェルブラットの応答を手がかりに—

出雲 孝

I はじめに

近年、ポスト真実の政治や人工知能の発達を受けて、人間の判断力に関する研究が盛んである。従来、判断力に関する研究は、美的判断、政治的判断、道徳的判断のように、何かに関する判断という一定の特殊化が行われてきた。この中には、いわゆる法的判断も含まれている。法的判断に関する直近のモノグラフィー、とりわけ本稿が扱う論理学との関係では、高橋文彦『法的思考と論理』（成文堂、2013年）を挙げることができる。そこでは、裁判官のキャリア意識や周辺機関の働きかけがどのように判決に影響を及ぼしたかという事実問題と、その結果として出された判決が正当化可能であるか否かという権利問題とを区別する重要性が説かれている。¹「後者の問いに法律学の観点から答えるためには、裁判官の人柄Pや外部からの刺激Sではなく、判決文の内容そのものを『正当化の文脈』において検討しなければならないのである²」。

したがって、ある法的判断が担当裁判官の感情や個人的信念にもとづいているのではないか、という疑念は、一度括弧にくくることができ

る。いかような感情や偏見から判決が下されようとも、その判決自体は正当であるのかもしれない。すると、次に論じなければならない問いは、法的判断における正当化の妥当なプロセスとは何か、である。この点、法律家にとって最も馴染み深いプロセスは、法的三段論法ということになる。

ところで、この法的三段論法がいったい何であるかについては、現在でも様々な見解が提示されている。これらの見解の多くは、法的三段論法が論理学プロパーの三段論法と異なる特殊性を有することを指摘している。³ その特殊性の具体的内容については論者ごとに相違があるけれども、次の前提は共有されているように見受けられる。すなわち、法的三段論法の「法的」という修飾語は、当該三段論法の使用が法律家であるという主体の限定を意味するのではなく、法学というディシプリンに固有な何らかの特徴を表現したものである。

このように、本稿は、法的三段論法の学制的固有性という大きな問題領域を選定した上で、法史学の観点から、次のような問いを扱うことにしたい。法的三段論法は論理学の直接的な適用ではなく法学固有の判断様式であること、このことに法律家が自覚的となったのは、いつ頃の時代であろうか。この問いについて、17世紀後半から18世紀前半にかけてのドイツにおける学際交流、とりわけ哲学者と法学者とのあいだで行われた方法論に関する議論を通じて、既に近世においては（少なくとも法学者サイドは）この乖離に自覚的であったことを明らかにしたい。これが本稿の目的である。

次に、この目的を達成するための素材の選定に移る。近世ドイツの法学界には、2つの異なる潮流が存在した。⁴ プロイセンで活躍した法学者クリスティアン・トマジウス（Christian THOMASIUS, 1655-1728年）を端緒とするトマジウス学派と、ライプニッツ＝ヴォルフ学派である。両者はすべての論点について意見を違えたわけではないけれども、法的判断の正当化については明確に袂を分かっていた。トマジウスによれば、

ある法的判断が正しいか否かは直観的に把握することができる。すなわち、「君がされたくないことを他人にしてはならない (Quod tibi non vis fieri, alteri ne feceris)」を始めとする3つの黄金律によって万人に自ずから示される⁵。これに対して、数学者兼哲学者のクリスティアン・ヴォルフ (Christian WOLFF, 1679-1754年) は、すべての法的判断を定義および公理から演繹的に、すなわち「三段論法 (独: Syllogismus)」の連鎖によって構成しなければならないと考えた。いずれの学派も分野横断的な影響力を持ち、時には対立、時には折衷し合いながら、イマヌエル・カント (Immanuel KANT, 1724-1804年) の批判哲学の登場を待つことになる。トマジウス学派およびライプニッツ=ヴォルフ学派の思想を明らかにすることは、カントの批判哲学およびそれに支えられた『法論』の意義を明確化する上でも重要である。

本稿は、後者のヴォルフ哲学とその法学的受容の中心的人物であったダニエル・ネットェルブラット (Daniel NETTELBLADT, 1719-1791年) との関係に焦点を当てて、以下の3点が成り立つことを提示する。第1に、ヴォルフは、諸学に共通の方法論として哲学的方法を打ち立て、哲学を中心とした諸学の統一を試みていた。この試みは、哲学は法学にとって道具の一種であるとするトマジウスらの見解に真っ向から対立するものであった。第2に、ここで言う哲学的方法とは、数学的方法ないし幾何学的方法のことであり、定義から出発してスコラ的な三段論法を駆使しながらドグマを構築して行く作業を意味する。この発想は、ユークリッド幾何学がスコラの命題論理によって完全に記述できるという当時の (少なくとも一部の) 数学者たちのアイデアにもとづいていた。第3に、このようなヴォルフの主張は、法学界のヴォルフ学派によって継承されたものの、全面的な受容には至らなかった。本稿で紹介するネットェルブラットによれば、法学の専門領域においては法学者の既存の方法論が優先する。ヴォルフの幾何学的方法論は、大学での講義等を整理するためには有用であるけれども、彼の自然法体系そのものが実定法プロ

パーの議論に対して直接的な適用可能性を持つことはないと言われた。つまり、18世紀中葉のドイツ市民法学における三段論法の使用は、当時の論理学の直接的な適用ではなく、法学の特殊性（実定法秩序の恣意性と事実認定の歴史性）に応じた道具的翻案であった。

以下、本論に入る。

- 1 高橋文彦『法的思考と論理』10頁（成文堂、2013年）。
- 2 同上。
- 3 法的三段論法においてまず問題となるのは、一階述語論理を用いて実定法の要件効果を記述した場合、前件が膨大な量になってしまうことである。この点については、西村友海「法的推論における『例外』の役割：『原則／例外』図式の形式的な分析」『法学政治学論究』117号246-247頁（慶應義塾大学大学院法学研究科内、2018年）を参照。西村〔2018〕はこの問題を踏まえた上で、法的三段論法をDungの議論フレームワークにおける立論の条件として捉える案を出している（同論文255頁）。これとは異なる解決案として、高橋〔2013〕が考察する非単調推論も有力である。なぜ法的な推論が非単調性を有するかについては、高橋（前掲註1）149-152頁を参照。なお、これらの先行研究と関連して、法的判断における原則と例外の役割等も視野に入ってくるが、これについては本稿では扱わないものとする。現代日本における関連文献は枚挙に遑がないけれども、西村〔2018〕が良い概観を与えているので、本稿では個別の紹介を割愛する。前掲西村論文258-260頁を参照。
- 4 Stuart C. BROWN (ed.), *British philosophy and the Age of Enlightenment*, (Routledge, 2003), p. 311.
- 5 Christian THOMASIIUS, *Fundamenta juris naturae et gentium*, (4th ed., Typis et sumtibus viduae Christophori Salfeldii, 1718), lib. 1. cap. 6. § §. 40-42., p. 177.

II 哲学と法学との間柄に関する代表的な2つの見解

(1) 道具としての哲学：近世ドイツ法学における哲学の位置づけ

まず、哲学と法学との関係について、17世紀後半から18世紀前半に

かけてのドイツにおける議論を確認しておきたい。この時代における著名な法学者の1人に、ライプチヒ出身で後にプロイセンへ亡命したクリスティアン・トマジウスがいる。彼の学問観は、『神法学提要 (*Institutiones jurisprudentiae divinae*, 1688年)』の次の箇所で表明されている。

したがって、これらの4学部の区分は、次のように行うのが最も適切であると考えられる。学部には、予備的な学部すなわち哲学部(t)と、主要な学部すなわち残りの3つの学部〔訳者註：神学部、法学部、医学部〕がある。

(t) この学部は、道具を準備すべきである。しばしば哲学部は役に立たない道具を供給してくるが、そのときには、私たち〔訳者註：法学者たち〕自身をもっと役に立つ道具を作る必要がある。⁶

哲学部は上位学部にも道具を提供する基礎的な学部であるというこのような見方は、ライプチヒの参席裁判所の判事であったヨハン・ハインリヒ・ミュリウス (Johann Heinrich MYLIUS, 1659-1722年) にも共有されていた。彼は、或る学位授与式典で行った演説の中で、次のように述べている。

それほど昔のことではないのですが、別の著述の機会があったので、立法ないし司法に関する法学と医術との、あの極めて親密で有用な結びつきを素描してみたことがありました。今、この機会が再び与えられましたので、聖なる神学および哲学と法学との最も深い間柄を明らかにしてみたいと思います。なるほど、正義を監督するにあたっての哲学の有用さについては、極めて簡潔に概略を述べるに留めておきましょう。と言いますのも、〔哲学が提供する〕手助けを知らない者は明らかにおりませんし、この手助

けによって人は諸学に貢献しているからです。これは、法律を制定するにあたって、とりわけ倫理ないし政治といわれる事柄に着目すべきでありまして、この件について昔の法学者たちがどのようなことを行ってきたかを、様々な法文が十分に証している通りです。『学説彙纂』第42巻第4章第7法文第4項、同第1巻第3章第6法文、同第5巻第1章第76法文および『法学提要』第3巻第23章第2法文をご覧ください。これらのような源泉〔訳者註：法文で参照されている哲学関連の資料〕からも、法律の真の解釈が取り出されるべきなのです。人々が頻繁に用いて要求する裁判というものは、訴えの書面を適切に書き記すにあたって、また、抗弁をうまく提示するにあたって、あらゆる努力と注意を払いながら三段論法を遵守する義務を課されています。自分たちの求めによって遅延者となりたい人々〔訳者註：わざと訴訟を遅延させたい人々〕は別でありますけれども。形而上学から導き出された原因の類〔訳者註：質料因、形相因、作用因、目的因という区別〕が法学へ入り込んでいることを、知らない人がありましようか。かくして、これらの原因をはっきりとよく認識することによって、それぞれの〔事件の〕素材の認識が、よりうまくより手軽になっているのです。数学という補助手段も必要不可欠です。なぜなら、私たちは測量を、また、勘定における正しい計算を日常的に必要としているからです。ところで、自然学が有用であることは、私たちが医学について書き著した事柄から明らかです。医学については、「自然学者であることをやめるとき、医者が誕生する」と俗に言われていることが正しいのです。法の監督における哲学の有用さに関して価値を付け加えられ考えられる事柄は、もうひとつあります。それは、文献の比較における文体の確定について争いが起こったとき、善き諸技藝〔訳者註：リベラル・アーツ〕を持つ哲学部に文書が送られて、そして当該哲学部

に対してこの論争に関する判断が求められた、ということです。また、ジョバンニ・ルイーゲ・リッチオ (Giovanni Luigi Riccio, 1570-1643 年) の『ナポリ大司教区決定録 (*Decisiones aureae curiae archiepiscopalis Neapolitanae*, 1619 年)』第 2 部第 275 決定を見ても分かるように、文法学の規則に違反した誤りから、或る書面が偽物であると論じられることもできるので、このような瑕疵に関して生じたかかる争点をうまく解決するために、先ほど賞賛された学部⁷の助言が求められる、ということが容易に起こるのです。これは、書類の真正性について、その筆跡から判断を下すにあたって疑義が呈されているときも同様です。

このミュリウスの説明は、数学⁸、医学、哲学が法学にとって有用であることを強調している。しかし、その有用性は、法に関する哲学的考察(法哲学)が成立することではなく、特定の問題に対してこれらの学問が解決を与えることに求められている。例えば数学について、ミュリウスは測量と勘定を挙げている。

また、ミュリウスは哲学について、さらに豊富な具体例を挙げている。すなわち、①三段論法による訴えと抗弁の組み立て、②法的素材の分類、③文献学・文法学的知識、④哲学的議論の間接的応用である。④についてはローマ法大全の一部である『学説彙纂 (*Digesta*, 530-533 年)』の法文が引き合いに出されているので、以下、1つだけ参照しておくことにしたい。

『学説彙纂』第 5 卷第 1 章第 76 法文 (アルフェヌス『学説集』第 6 卷)

同一の事件に割り当てられたこれらの審判人たちのうち、幾人かが審理開始後に免除されて、彼らの地位に他の審判人たちが引き入れられ、そして次のことが問われた。個々の審判人の変更は、

同一事件を異なる裁判にするか否か。私は次のように答えた。1人または2人の審判人が変更されたときだけでなく、全ての審判人が変更されたときですら、それまでと同一の事件かつ同一の裁判に引き続き留まる。しかも、参加者が変更されたにもかかわらず同一物と評価されるのは、この場合だけで起こるのではなく、他の多くの事柄においても起こる。というのも、軍団は、大勢がそこから去ってその去った人々の地位に他の人々が配属されても、同一であると思なされる。また、人民は、今から100年前に存在した人民のうち現在は誰も生き残っていないにもかかわらず、今も同一であると考えられる。同様に、船は、これまでしばしば修復されて、その結果、[建造当初と]同一の新しくない板がひとつも残っていないとしても、同じように同一の船であると評価される。さて、もし誰かが、参加者の交替によって事件が別のものになると考えるならば、おそらくその人の推論によれば、私たちは、今から1年前の私たちとは同一ではないことになるであろう。なぜなら、哲学者たちが教えているように、私たちを構成している微小な細部は、日々私たちの身体から剥離して、他のものが外部からそれらの箇所⁹に付け加わっているからである。したがって、物の形が同一であり続ける限り、その物も同一であると評価される⁹。

法学者アルフェヌスは、審判人の交代と事件の同一性との関係を、様々な事物における諸部分の入れ替えと比較している。このとき、アルフェヌスは、プルタルコスが伝えているギリシャの伝説、テセウスの船に言及している。テセウスの船は事物の同一性に関する有名な問題であり、哲学的洞察が法的判断に貢献した好例であると言えよう。

さて、トマジウスとミュリウスによるディシプリンの把握は、次のように要約することができる。哲学と法学との繋がり⁹は、哲学に含まれて

いる様々な知識が法律問題の解決に役立つことにあり、かつ、それに尽きる。三段論法やテセウスの船のように、哲学的知識が法的判断において非常に重要な役割を果たすことは論を俟たないけれども、それはあくまで特定の事務作業や推論に役立つという意味でしかない。法を哲学したり、哲学が法を指導したりすることは、念頭に置かれていなかった。

(2) 哲学の一分野としての法学：ヘーゲルによる法学の位置づけを例に

哲学に対するトマジウスやミュリウスの道具主義的な態度は、ゲオルク・ヴィルヘルム・フリードリヒ・ヘーゲル (Georg Wilhelm Friedrich HEGEL, 1770-1831年) の『法の哲学 (*Grundlinien der Philosophie des Rechts*, 1821年)』における次のような言説と比較することによって一層際立つ。

法学は哲学の一部である。それゆえに法学は理念を、——これがおよそ対象といわれるものの理性なのだから、——概念から展開しなければならない。あるいは、こういっても同じことだが、ことがらそのものの内在的な発展をよく追って見てゆかなければならない。

哲学の一部分として法学には一定の開始点がある。この開始点は、法学に先行する部分の成果かつ真理であるところのものである。そしてこの先行する部分はその開始点のいわゆる証明をなしている。したがって法の概念は生成の面では法の学の外にあることになり、法の概念の演繹は法の学では前提されているので、¹⁰——与えられたものとして受け入れられねばならない。

ヘーゲルは、哲学が法学に道具を提供するという従属的な見方を否定している。それどころか、法学は哲学の一部なのである。このような主張の根底にあるのは、法の概念とそれを巡る推論の機能である。ヘーゲ

ルが法の概念を俎上に載せているのは、カントの有名な「法学者たちは、法の概念に関する自身の定義を未だに探している (Noch suchen die Juristen eine Definition zu ihrem Begriffe vom Recht)」(『純粹理性批判』B759) という指摘に由来するものであろう。

ヘーゲルは、この問題を次のように解決する。なるほど、法学もまた概念から一定の理念を展開するという方法を採用している。ヘーゲル自身は例を挙げていないけれども、例えば「所有権 (Eigentum)」という概念から「所有者は自己の所有物を取り戻すことができる (所有物取戻しの訴え rei vindicatio)」と展開することは、法的な推論であろう。このような推論は最終的に、「法 (Recht)」とはそもそも何であるか、という根源的な問いに辿り着く。なぜなら、所有権等の諸概念は、結局のところそれが法であることに根拠を有するからである。けれども、ヘーゲルによれば、法の概念は法学の出発点 (すなわちそれ以上遡れない点) であり、それゆえに法学の内部では証明されず、外部から与えられなければならない。したがって、法学者が法学者として (すなわち法学の内部で) 法の概念を探し求めても無益である。

しかし、これだけでは、哲学が法学の基礎概念を提供するとは言えても、法学が哲学の一部であるとまでは言えない。ヘーゲルの主張が成り立つためには、法学が哲学的方法論の延長ないし特殊化であるという前提が必要になる。なぜなら、方法論が全く異なる場合、2つのディシプリンは断絶しているとしか言いようがないからである。この架橋を試みた先駆者がライプニッツ=ヴォルフ学派であったことを、次章で確認したい。

6 Christian THOMASIUS, *Institutiones jurisprudentiae divinae*, (7th ed., Sumtibus et typis viduae Christophori Salfeldii, 1730), lib. 1. cap. 1. §. 167., p. 29.

7 本稿は、*Pro-Cancellarius Joh. Henr. Mylius Jctus potentissimi Poloniarum*

regis ac electoris Saxoniae in supremo appellationum senatu consiliarius Scabinatus electoralis senior et facultatis juridicae adessor, actum solennem promotionis quatuor juris licentiandorum indicit atque benevolum lectorem officiose et qua par est humanitate invitat. (Literis Immanuelis Titii, 1715), pp. 1-2. を参照した。

- 8 ミュリウスの一節「自然学者であることをやめるとき、医者が誕生する (Ibi medicus incipiat, ubi physicus desinit)」は、諸学の関係を説明するときによく引き合いに出されたらしく、いくつかの文献でこの諺が確認される。17世紀初期のアリストテレス学者であり法学者でもあったヨハンネス・ネルデル (Johannes NELDEL, 1554-1612年) は、『論理の牧草地, 一名, アリストテレスのオルガノンの実践と使用 (*Pratum logicum seu praxis et usus organi Aristotelici*, 1607年)』(筆者が確認したのは1666年にハインリッヒ・クレル (Heinrich CRELL, 1639-1675年) の編集で再版・改題された『諸学におけるアリストテレスのオルガノンの使用に関する教科書 (*Institutio de usu organi Aristotelici in disciplinis omnibus*)』293頁である)の中で、この格言を紹介したあと、次のように説明している。「なぜなら、医術においても、既に述べられたように、人間の『身体 (corpus)』〔訳註: corpusは『物体』も意味する単語〕を扱うことが、健康と呼ばれて残余の諸事の規準となる目的に属しているから、すなわち関係を持っているからである」。Johann NELDEL and M. Heinrich CRELL, *Institutio de usu organi Aristotelici in disciplinis omnibus*, (Typis et sumptibus Jacobi Mülleri, 1666), p. 293. つまり、自然学者として「物体 (corpus)」一般に関わることをやめて、物体の一種である人間の「身体 (corpus)」に自己の専門を特化するとき、人は医者となるのである。
- 9 訳出にあたっては Okko BEHRENDIS et al. (Hrsg.), *Corpus Iuris Civilis: Text und Übersetzung: II Digesten 1-10*, (C.F. Müller, 1995), SS. 490-491 のドイツ語訳も参考にした。
- 10 訳文は藤野渉=赤沢正敏〔訳〕『ヘーゲル 法の哲学 I〔第5版〕』46頁(中央公論新社, 2017年)に従った。但し、修飾の圈点の本稿では用いていないので省いた。

Ⅲ ヴォルフの数学的方法論

1 はじめに

さて、哲学は法学の問題解決に個別的な貢献をすることができる、という従属的な立場から、まさに哲学の側が法学の全体構造を規定するのだ、という主体的な立場へと推移したのは、いかなる背景に由来するのであろうか。この件に多大な貢献を為したのが、本章で取り上げるクリスティアン・ヴォルフである。

まず、ヴォルフの思想的立ち位置を確認しておこう。法学が実定法から離れて自由に議論することを可能にしたのは、グロチウスおよびホッブズから始まる近世自然法論であった。実定法学がすべてではない、という発想そのものは、ヴォルフ以前から厳然と存在していた。しかし、「自然法的・体系的な方向づけは、その大部分において、体系的すなわち演繹的に、より正確に言えば、クリスティアン・ヴォルフの論証的方法の手助けを借りて実定法学と自然法とを論じようとした法学者たちに、あるいは、自然法の諸問題¹¹にのみ献身して〔実定法の〕改革には無関心だった法学者たちに由来する」。ヴォルフ自身も、『科学的方法で研究された自然法 (*Jus naturae methodo scientifica pertractatum*, 全8巻, 1740-1748年)』において、我こそが自然法の真の証明を試みた先駆者であると自認していた。

ここから、自然法には論証的方法が相応しいことが明らかになる。かくして、自然法について註解しようと思いつながら、論証的方法以外の方法を用いて自分の業績をまんべんなく埋めた人は、およそ褒められたものではない。俗に、プーフェンドルフが自然法を論証したと言われる。しかし実際のところ、このように主張する人々は、自分たちが論証的方法についてまったく無知であることを晒け出しており、数学ないし私たちの哲学的著作に通じた

人は、[プーフェンドルフが自然法を論証したという]判断がどれほど真理からかけ離れているかを理解している。(下線は引用者による)

この文章は、法学者に対する哲学者の自負の現れである。同時に、ヴォルフが法学の体系についてどのような構想を抱いていたかを、如実に物語っている箇所でもある。個別具体的な法規範についてみると、ヴォルフの主張はグロチウス以降の近世自然法論から逸脱したものではなかった。¹³ヴォルフの「論証的方法 (methodus demonstrativa)」(以下、「論証」と訳した箇所は全て demonstratio あるいはその動詞形 demonstrare であり, probatio などは「証明」と訳した)は、それまで誰も思いつかなかった奇抜な主張を目的としたわけではない。それは、論証を確実に達成するためのものであった。彼は、ザミュエル・フォン・プーフェンドルフ (Samuel von PUFENDORF, 1632-1694 年)の著作の内容を批判したのではなく、結論の導き方に不満を持っていた。¹⁴

2 論証的方法と諸学の統合

自然法学に論証的方法を適用するとは、いかなる作業であろうか。ヴォルフは『理性的哲学、一名、論理学 (*Philosophia rationalis sive Logica*, 1728 年)』(以下『論理学』と略す)に採録した『哲学一般に関する予備的論考 (*Discursus praeliminaris de philosophia in genere*, 1728 年)』(以下『予備的論考』と略す)の中で、次のように述べていた。

法の哲学も、医の哲学も、いかなる技藝の哲学も可能である。というのも、1. 法学においては、法が教えられる。なぜ国家の中でこちらの法が制定され、あちらの法が制定されるべきではないのか、その理由がある。したがって、これらの理由を説明する何

らかの学があり、そしてそれゆえに法の哲学がある（第31節、第32節¹⁵）。

この箇所の説明は、現在の我々が思い描く「法哲学(Rechtsphilosophie)」とは異なるように思われるかもしれない。その差異については、本稿では立ち入らない。ここで明らかにしたいのは、第1に、ヴォルフが「理由・推論(ratio)」という言葉で、どのようなことを念頭においていたのか、第2に、法の制定理由が存在することと法の哲学が成立することとのあいだに、どのような関係があるのか、である。これらの疑問に対する回答も、『予備的論考』の中に見出される¹⁶。

哲学においては、複数の可能な事柄がひとつの現実を帰結させうる理由が与えられなければならない。というのも、哲学とは、複数の可能な事柄に関する、それらが現に存在しうる限りにおいての学だからである（第29節）。それゆえに、学とは、主張された事柄を論証する「習得能力(habitus)」であるから（第30節）、哲学においては、なぜ複数の可能な事柄がひとつの現実を帰結させうるのかが論証されなければならない。というのも実に、なぜ或ることが起きる可能性があるのかを論証する人は、なぜそれが起こりうるのかの理由を与えているからである。というのも、理由とは、なぜ他方が現にあるのか〔訳者註：なぜAであるならばBが起こるのか¹⁷〕を理解させるものだからである。したがって、哲学においては、起こりうる事柄がどのようにして現実に起こるのかの理由が与えられなければならない¹⁸。

この箇所は、ヴォルフ哲学におけるいわゆる「充足理由律(Principle of sufficient reason)」の位置づけを述べている。ヴォルフが提示する充足理由律の定式には、以下のような特徴がある。すなわち、ヴォルフ

は、現に起こっている事柄には必ず根拠がある、と述べているのではなく、現に起こる可能性がある事柄には必ず根拠がある、と主張している。言い換えれば、「可能な事柄が現実へと転じる可能性がある限りにおいて (insofern das Mögliche in das Wirkliche übergehen kann)¹⁹」, この原理は適用される。そして、哲学は、この原理が適用されるあらゆる諸事物それ自体を研究する学問として定義される。すなわち、「哲学とは、可能な事柄が現実化するプロセスに関わる学問である (Die Philosophie ist die Wissenschaft, die sich mit dem Prozess der Verwirklichung des Möglichen befasst)²⁰」。このTUTOR (2018) の表現は未だ難解であるから、本稿では次のような事例について考えてみたい。

今、明日の正午の新宿における天気を予測すると仮定しよう。ヴォルフはすべての技藝について哲学が成り立つと考えているので、気象の哲学というものも成り立つはずである。さて、日常的な感覚に頼る限り、我々は、晴れになる可能性も曇りになる可能性も雨になる可能性もゼロではない、と考えるであろう。これらの想像上可能な事象の束が「複数の可能な事柄 (possibilia)」である。これらの可能性のうち、ヴォルフは、哲学が考察する対象を限定する。すなわち、ヴォルフの考えによれば、理詰めで現に可能な天気はひとつしかない。そして、気象の哲学が与えるのは、明日の正午の新宿における天気はそのひとつでしかありえないことの原因なのである。このときの理由は、明日の天気がなぜそうでしかありえないのか (そして現にそうなるのか) に関するひとつ前の段階の情報、すなわち、現時点の天気だということになる。現時点の気象状態がAであるから、明日の気象状態はBである。この文章の前半部分が「理由 (ratio)」に該当している。

以上を定式化すると、ヴォルフにおける哲学の定義は、次のようになる。哲学とは、想像によって可能である事柄の束のうち、将来現実になるものを取捨選択し、なぜそれが現実になるのかの理由を与える学である。この点、ヴォルフは法の哲学について規範と事実を混同しているの

ではないか、あるいは、確率的事象はこの枠組みでは説明がつかないのではないか、という批判はあろう。しかし、これらの問いは本稿の射程を超えているので扱わないこととし、『予備的論考』のもうひとつの箇所から、以上の解釈が正しいことを傍証しておこう。

したがって、もし事態が複数あるかもしれず、そのうちのひとつが他と同様に可能であるならば、哲学は、なぜ他の事態ではなくその事態が起こるのか、あるいは、起こるべきであるのかを教えなければならない。というのも、もし複数の事態が可能であるかもしれないとしても、しかしそれらが一度に起こることが不可能であるならば、なぜあちらではなくこちらが起こるのか、その理由が必ず与えられるからである（第4節）。したがって、哲学は、現にそうであるかあるいは現にそうなるであろう事態の理由を与えるものである以上（第31節）、ある所与の出来事において、あちらではなくこちらが起こる理由は何であるかを教えなければならない。²¹

ヴォルフはこのような哲学の定義に従い、なぜ或る法が現に可能であり、別の法が現に可能ではないのかを考察する分野として、法の哲学を想定したわけである。したがって、ヴォルフのいう法の哲学は、次のように定式化することができる。法の哲学とは、想定上は一応可能である法的規則の束のうち、将来現実になるべきものを取捨選択し、なぜそれが現実になるべきかの理由を与える学である。この定式から、我々は、ヴォルフの構想が既に定義からして立法論的性格を帯びており、実定法学との衝突が避けられない性質のものであったことを理解する。

3 諸学に共通の方法としての三段論法

かくして、法学（あるいは少なくとも自然法学）の哲学に対する組み

入れが始まるわけであるが、これは次のような問題を生じさせる。法の哲学は、哲学と銘打っている以上、後者と共通する方法論を持っていないなければならない。それは何か。ヴォルフは『論理学』において、次のように述べる。

したがって、以下のことは明らかである。私たちが『予備的論考』において「哲学的方法 (methodus philosophica)」と呼んだものは、より広範囲に跨っており、そしてそれゆえに、一般的な名前でも「科学的方法 (methodus scientifica)」と適切に名付けられることができる。

同一の方法が数学、哲学、それ以外の全ての認識に当てはまることに、驚いてはならない。というのも、私たちはこの方法を哲学的方法（『予備的論考』第115節）と呼んでおり、そしてこの方法の諸法則は数学の諸法則と同じであることを明らかにしており（『予備的論考』第139節）、論理的な諸規則の正確な適用に他ならないからである。ところで、論理学の一般規則は、知性が真理から協道へ外れて誤りに陥らないように、あらゆる認識において知性を規律している²²。

ヴォルフが提示した共通の方法は、論理的な規則の正確な適用である。つまり、法の哲学とは、法的な対象に論理的な規則を正確に適用していく作業に他ならない。

しかし、このままでは具体的にどのような作業が法の哲学であるのか、十分に明らかになっていない。そもそも、ヴォルフは哲学的方法を数学的方法と呼んでおり、なぜそこから論理という言い換えにスライドするのか、その根拠も前掲箇所では不明である。論理的な規則を正確に適用するとは、何を意味しているのだろうか。そして、なぜそれが数学的なのだろうか。この観点から、ヴォルフの別の著作『普遍数学要

綱 (*Elementa matheseos universae*, 1717年)』(以下『要綱』と略す)を見ておく必要が生じる。²³ヴォルフは『要綱』第1巻の冒頭に置かれた「数学的方法に関する簡潔な註解 (*De methodo mathematica brevis commentatio*)」の中で、次のように述べている。

【第1節】数学的方法 [という言葉] で私が理解しているのは、数学者たちが、自分たちのドグマを論じるにあたって用いる秩序のことである。【第2節】ところで、数学者たちは「定義 (definitio)」から秩序立てて、[純粋数学においては] そこから「公理 (axioma)」および「公準 (postulatum)」へと進み、非純粋数学においては「経験 (experientia)」すなわち「観察 (observatio)」へと進む。最後に、それらの上に「定理 (theoremata)」および「問題 (problema)」が打ち立てられる。ところで、いずれの場合でも、もし必要と見られたならば、「系 (corollarium)」および「註 (scholium)」が添えられる。²⁴

ヴォルフは数学を2つの分野、すなわち、純粋数学と非純粋数学とに分けている。後者は観察を含んでいるので、現代でいうところの自然科学に類するものであることが分かる。どちらにおいても、まず定義が置かれる。純粋数学の場合はそこから公理と公準に従って論証が為されることにより、定理が与えられる。未論証の場合には問題が設定される。非純粋数学においては定義に照らした観察へと移行する。必要があれば定理から派生する系や、曖昧な箇所に対する註がつけ加わる。つまり、ヴォルフが念頭に置いているのは、ユークリッド幾何学における証明の作法である。このことは、次の箇所でも明言されている。

これまでに解説されてきた方法を正しく吟味する人は、その普遍性を疑いなく承認し、そして、この方法でなければ諸事物の確固

たる認識には決して到達しえないことを否定しないであろう。ところで、この方法は数学的と言われており、それどころかより頻繁に「幾何学者たちの方法 (methodus geometrarum)」とも言われている。なぜなら、これまではおよそ数学者たちだけが、とりわけ幾何学において、この方法の諸法則を恭しく守ってきたからである。というのも、これと同じ方法を他の分野に適用しようと努めた人々はいなかったわけではないけれども、しかし、結果は彼らの目論見にほとんど見合っていないからである。というのも実は、彼らは、あるときには観念を十分に解きほぐしておらず、あるときには最も証明が必要な場合に証明なしに断言し、あるときには飛躍した推論を行い、当然、いかなる論によっても主張しえないことを主張するはめに陥っている。²⁵

このように、ヴォルフは、幾何学の方法論が最も確実であり、最も真理に接近できる道であると考えた。しかし、この仮定は、諸学の統一方法としては即座に受け入れられるものではない。なぜなら、ユークリッドの『原論』は作図を証明に用いており、この点は他の諸学に直接適用することができないからである。それどころか、次のような疑問も生じる。ヴォルフは『予備的論考』において、哲学的方法とは論理的な規則の直接的な適用であると説いた。この説明は幾何学とリンクしないのではないか、と。ヴォルフは以上の疑問を、幾何学と論理学との接合によって解決しようと試みた。²⁶

ところで、諸原理から諸々の結論をもたらす「推論 (ratio)」は、三段論法を扱っている論理学のあらゆる書物の中で解説されている推論と同一である。というのも、数学者たちの論証は、すべての事柄が三段論法の力によって結論づけられており、思索者には自ずから明らかである事柄ないし参照から思い出せる事柄の

みが省かれているという点で、省略三段論法の束だからである。ところで、論証が完全であるためには、既に可能であると明らかになっている定義か、あるいは、その他の「同一命題 (propositio identica)」〔訳者註：ある単一の観念のみを指し示す命題〕を前件に持つ三段論法に行き着くまで、それぞれの三段論法の前件が新しい三段論法によって証明されなければならない。²⁷

ヴォルフは、数学を論理学へと還元した。つまり、ヴォルフが念頭に置いた数学的方法とは、算術によって諸学を定量化したり、あるいは、数式を立てたりすることではなく、ましてや私たちが初等幾何で思い浮かべるような図形の操作でもなく、三段論法の厳密な適用を意味した。そして、この三段論法を媒介として、ヴォルフは数学的方法を哲学的な方法へと転用する。

哲学的方法の諸規則は、数学的方法の諸規則と同一である。というのも、哲学的方法においては、正確な定義によって説明された用語以外は使ってはならず（第 116 節）、十分に論証されたものでなければ真であると認定されることもなく（第 117 節、第 118 節）、命題においては主語も述語も正確に決定されており（第 121 節、第 130 節）、また、後ろの事柄が前に置かれた事柄を通じて理解され増築されていくというふうに全てが秩序立てられている（第 133 節、第 123 節、第 124 節）。ところで、数学的方法に関する私たちの註解および数学に関する私たちの正確な考察そのものから（私たちはこの考察を『普遍数学要綱』で提示した）、次のことは明らかである。数学を論じるにあたっては、用語が正確な定義によって説明されており（『要綱』第 1 巻第 17 節、第 18 節）、また、後から出て来る定義に関係する用語も、どのようなことがそれらの定義の下に隠れているのかが他の箇所から十分

に理解されるのでない限り、先行する定義の中で説明される（『要綱』第1巻第14節）。さらに、原理は十分に確立されており（『要綱』第1巻第30節以下）、定義および既に証明された先行の諸命題から、[新しい] 諸命題が、主語と述語が正確に決定されている範囲で（『要綱』第1巻第49節以下）厳格に論証される（『要綱』第1巻第43節および第45節以下）。至るところで、次の法則が恭しく守られている。すなわち、何かの前に置かれて、そこから別の事柄が理解されて論証される（『要綱』第1巻第14節、第43節、第44節）。したがって、数学的方法の諸規則が哲学的方法の諸規則と同一であることを、誰が分からない²⁸のか、いや、誰にでも分かる。

以上のように、「学（Wissenschaft）」とは何らかの推論であるという主張が、諸学の統一の基盤にある。これは、第II章で見たヘーゲルの主張とも一定の連続性がある。無論、ヘーゲルの場合には、形式的な三段論法ではなく弁証法をここに置くことになるであろう。けれども、法学が哲学の一部となる理由が、両者の方法論的同一性および後者の普遍性に求められていることは、ヴォルフとヘーゲルにおいて変わらない。

4 ヴォルフに影響を与えた数学者

なぜヴォルフは、ユークリッド幾何学が『原論』の形式ではなく三段論法によって証明可能であると考えたのか。言い換えれば、なぜヴォルフは、幾何学にとって本質的なものは図形ではなく論理であると考えたのか。これは、近世の数学界における動向が関係している。

なるほど、とりわけこの私たちの世代には、数学的論証の形式は三段論法の法則に由来すると確信している人々が少なからずいることを、私は知らないわけではない。ましてや、それらの人々

が、数学的論証は確証のためのあらゆる力を三段論法の法則のみから得ていると認めていることを、私は知らないわけではない。しかし、次のことも私には見えている。素晴らしい判断力を備えているだけでなく、さらに厳格な注意力すら用いている偉人たちには、反対に思われている、と。彼らには権威があるので、私はこの件をより深く検討して、どのようにこの偏見が軽率に判断の中に生じたのかを探らざるをえない。〔訳者註：以下はヴォルフに賛成の側の論者である。〕なるほど、数学およびその他のあらゆる思慮において最高の人物であるライプニッツは、次のように主張している。論理学によって命じられた形式を遵守する論証は確実である、と。同様に、卓越した数学者であるジョン・ウォリスは、次のことを認めている。数学において命題となっているものの証明は、単一のあるいは複数の三段論法の操作によって演繹される、と。さらには、極めて天賦の才のあるクリスティアーン・ホイヘンスも、次のように考察した。数学における誤謬推論は、大抵は形式の瑕疵に存する、と。しかしながら実に、(たとえこの議論においては、これほどまでに偉大な人物たちの権威が最大限の重みを有しているとしても) 私が推論ではなく権威によって反論していると思われたくはないので、通俗的な偏見の源泉を明らかにしてみよう。すなわち、私たちが数学に携わっている間、私たちは推論において図形や記号に助けられているわけであるが、これらの図形や記号を眺めることによって、三段論法の多くの前件がその他の命題を参照することによって補充されるのと同じように、補充されているのである。もしこのことに十分注意しないならば、数学的論証において三段論法の法則が守られていることも同様に明らかにならないであろう。(下線は引用者による)

ヴォルフは、数学における図形や記号の使用を、命題の「参照 (citatio)」に類するものであると捉えていた。したがって、幾何学者が円や三角形 (図形) あるいは X, Y, Z (記号) などを「眺める (inspectio)」のは、それらによって視覚的に真理を得るためではなく、それらを媒介して既知の数学的命題を参照するためである。つまり、図形や記号が用いられているとしても、幾何学が三段論法に還元できないわけではない。以上がヴォルフの (もしこの表現が許されるならば論理主義的な) 立場になる。

ここでは、ゴットフリート・ヴィルヘルム・ライプニッツ (Gottfried Wilhelm LEIBNIZ, 1646-1716 年), ジョン・ウォリス (John WALLIS, 1616-1703 年), クリステアーン・ホイヘンス (Christiaan HUYGENS, 1629-1695 年) という、極めて著名な数学者が引き合いに出されている。本稿では、これら 3 人の主張の該当箇所も確認しておきたい。

まず、ヴォルフがライプニッツについて引用している箇所は、当時の著名な学術誌『学術報知 (*Acta eruditorum*)』の 1684 年 11 月号に掲載された「認識、真理および観念について (*De cognitione, veritate, et ideis*)」である。

これからは、真理の判定の基準として、一般論理学の諸規則が軽視されてはならない。これらの諸規則を、幾何学者たちも用いている。すなわち、正確な経験や確固たる論証によって証明されたのでない限り、何ものも確実であるとは認められないというふうなのである。ところで、論理学によって命じられた形式を遵守する論証は、確固としている。但し、スコラの慣習に従って秩序立てられた三段論法が常に必要だというわけではなく (このような三段論法は、クリステアーン・エルラン [訳者註: Christian HERLIN, 生没年不詳, ダシュポディウスの師] とコンラッド・ダシュポディウス [訳者註: Conrad DASYPIDIUS, 1531-1601 年]

が、ユークリッドの前半6巻に対して適用している³⁰、議論が形式の力を借りて結論を出しているだけでよい。このような然るべき形式にまとめられた議論の例として、君は何らかの正統な計算を挙げるであろう。したがって、いかなる必要な前件も無視されてはならず、また、全ての前件は、既に前の箇所³¹で論証されているか、あるいは、仮定の形で取り入れられていなければならない。後者の場合は、結論も仮定的になる。

この箇所をヴォルフが自己の主張に有利なものを見たことは、いかにも尤もらしいけれども、一点、注意しておかなければならないことがある。ライプニッツは、算術がスコラ論理学の枠組みにうまく当てはまらないことに気づいていた。彼は、幾何学を論理に還元することには自信を持っていた一方で、算術については何らかの修正が必要だと考えていたように見受けられる。論理主義者のフレーゲが『算術の基本法則 (*Grundgesetze der Arithmetik*)』の第1巻を1893年に著し、ラッセルから矛盾を指摘されたという史実と照らすとき、どこか示唆的なところがないであろうか。

次に、数学者ジョン・ウォリスからの引用を見よう。ウォリスからの引用部分は、『論理学提要 (*Institutio logicae*, 1687年)] 第3巻第22章「論証について (*De demonstratione*)」である。

「確然的三段論法 (syllogismus apodicticus)」ないし「論証的三段論法 (syllogismus demonstrativus)」(これはギリシャ語の $\alpha\pi\omicron\delta\epsilon\iota\zeta\iota\sigma$ から取られており、ラテン語では「論証 (demonstratio)」と訳されるのが慣わしである) とは、確かな諸原理から確かな結論をもたらす三段論法 (ないし三段論法の連なり) をそのように名付ける習慣になっている。そしてそれゆえに、推論を可能にするだけでなく、証明された事柄の確実性を絶

対化する。

このような三段論法に数え入れられる慣わしになっているのは、人々が「数学的論証 (demonstratio mathematica)」と呼ぶものである。数学的論証においては、(それらの諸原理を理解して吟味する人ならば) 誰も適切に疑うことができないほどの確かな諸原理から、命題に立てられているものの証明が、(単一のあるいは複数の三段論法の操作により) その真理性について疑うことができないかたちで確実に演繹される。³³

このウォリスの箇所は、ライプニッツやヴォルフのような諸学全体の統一という観点を含んでいない。単に、三段論法は確実な知識を得る手段であり、その一種として数学的論証がある、ということのみを述べている。

最後に、ホイヘンスであるが、ヴォルフはホイヘンスの文献を直接引用しておらず、『学術報知』1711年10月号に掲載された書評「ロック氏と氏の幾人かの友人たちとの間で交わされた親書 (Some Familiar Letters between Mr. Locke and Several of his Friends, 1708年)」の一節を引いている。そこで評者は、次のように書いている。

ところで、ライプニッツは、数学においても誤謬推論はとてもしばしば形式上の瑕疵であるとまさにホイヘンスが考察していた、と付け加えている。³⁴

以上のように、三段論法によって諸学を統一しようとする試みは、ヴォルフの独創だったわけではない。背景には、やはりライプニッツの影響があった。さらに、数学が三段論法を用いているという主張については、ウォリスもこれに与していた。当時、ユークリッド幾何学と論理学とを融合させて、前者を後者に還元しようとする潮流が確かに存在し

ていた。しかも、この試みは、哲学者ではなく一流の数学プロパーによって遂行されていた。なお、ホイヘンスがどのような意図を有していたかについて、ヴォルフの引用からは正確に読み取ることができない。

- 11 Hans-Ulrich STÜHLER, *Die Diskussion um die Erneuerung der Rechtswissenschaft von 1780-1815*, (Duncker & Humblot, 1978), S. 68.
- 12 Christian WOLFF, *Jus naturae methodo scientifica pertractatum*, par. 1., (Prostat in Officina Libraria Rengeriana, 1740), proleg. §. 2., p. 3.
- 13 例えば取得時効について、プーフェンドルフもヴォルフも占有期間全体に渡る善意を要求しており、その論証の仕方のみが異なっている。拙稿「近世自然法論における usucapio のオントロジー：グロチウスからカントまでの取得時効論」津野義堂〔編著〕『オントロジー法学』358-359頁（中央大学出版部, 2017年）を参照。
- 14 但し、ヴォルフがプーフェンドルフのどの点について具体的に不満を抱いていたかは、容易には決定できない。なるほど、ヴォルフの著作とプーフェンドルフの名著『自然法と万民法 (*De jure naturae et gentium*, 1672年)]を比較するとき、両者の方法論の差異は明白である。すなわち、プーフェンドルフは古典から大量の引用を行っているのに対して、ヴォルフにはそのような権威に訴える論証は見られない。しかし、プーフェンドルフの処女作である『普遍法学原理 (*Elementa jurisprudentiae universalis*, 1660年)]を参照する場合、事情は異なってくる。なぜなら、本書におけるプーフェンドルフは、いわゆる幾何学的精神に忠実であろうとして、権威に訴える論証を行っていないからである。この点については、拙評「プーフェンドルフ著、前田俊文訳『自然法にもとづく人間と市民の義務』(京都大学学術出版会, 二〇一六年)]『法制史研究』67巻446頁(法制史學會, 2018年)を参照されたい。以上のような事実を踏まえると、ヴォルフの批判の要点は、プーフェンドルフの古典趣味にではなく、後者が謳う幾何学的精神がヴォルフの構想と一致していなかったところにあるのではないかと考えることもできよう。
- 15 Christian WOLFF, "Discursus praeliminaris de philosophia in genere", in: *Philosophia rationalis sive Logica*, (Prostat in Officina Libraria Rengeriana, 1728), cap. 2. §. 39., p. 18.
- 16 ヴォルフは類似の定義を1713年の『ドイツ語論理学 (*Deutsche Logik*)]以

- 降、何度か提起していた。そして、この『予備的論考』におけるものが「最終的かつ要領を得た定式化 (die letzte und prägnante Formulierung)」であると言われる。Juan Ignacio Gómez TUTOR, “Philosophiebegriff und Methode”, in: Robert THEIS et al. (Hrsg.), *Handbuch Christian Wolff*. (Springer, 2018), SS. 75-76.
- 17 「なぜ他方が現にあるのか (cur alterum est)」という表現は、アリストテレスの『範疇論』由来だと思われる。ARISTOTELES, *Aristotelis Opera: Aristoteles latine interpretibus variis*, vol. 3., edited by Academia Regia Borusica, (Georg Reimer, 1831), §. 13., pp. 7-8. を参照。
- 18 WOLFF, a. a. O. (Anm. 15), cap. 2. §. 31., p. 14.
- 19 TUTOR, a. a. O. (Anm. 16), S. 76.
- 20 *Ibid.*, S. 76.
- 21 WOLFF, a. a. O. (Anm. 15), cap. 2. §. 32., p. 14.
- 22 Christian WOLFF, *Philosophia rationalis sive Logica*, (Prostat in Officina Libraria Rengeriana, 1728), par. 2. sect. 3. cap. 3. §. 792., p. 571.
- 23 本稿ではネットプラットフォームと関連する範囲でのみ論述を進める。ヴォルフ数学の歴史的な位置づけそのものについては、渋谷繁明「ヴォルフにおける数学的方法論再考」『文化』32号95-113頁(駒澤大学, 2014年)を参照。
- 24 Christian WOLFF, “De methodo mathematica brevis commentatio”, in: *Elementa matheseos universae*, tom. 1., (Prostat in Officina Libraria Rengeriana, 1717), § §. 1-2., p. 5.
- 25 *Ibid.*, §. 52., p. 15.
- 26 筆者の専門は数学史でも論理学史でもないが、貧相な知識を活用しつつ、このヴォルフの計画について若干付言しておきたい。まず、幾何学をアリストテレス的・スコラ的な命題論理に還元できるというヴォルフの主張は、現代数学から見た場合、誤りである。なぜなら、幾何学の命題を論理的に扱うためには、一階述語論理が必要であるけれども、この一階述語論理はフレーゲやパースの手で19世紀後半以降に発展したものだからである。ヴォルフの時代の論理学には、幾何学に必要な命題を十分に表現するだけの力がなかった。この点については、ヴォルフではなくカントの文脈で、飯塚 [2011] が指摘している。飯塚「カントの『幾何学的構成』について」『哲学論叢』38号別冊30-31頁(京都大学, 2011年)。次に、ヴォルフ以前の哲学との関係について、ユークリッド幾何学が論理学に還元されるという発想は、既にライブ

ニッツに見られた。Vincenzo DE RISI, *Leibniz on the Parallel Postulate and the Foundations of Geometry: The Unpublished Manuscripts*, (Birkhäuser, 2016), p. 65. 「この事柄〔訳註：真理論〕に関する彼の思想は、彼の生涯を通じて重要な発展を遂げたにもかかわらず、(私たちが上で素描した)彼の構想の基礎は、初等幾何学を通読するよりも前に既に十分に確立されていたように思われる。とりわけ、若きライプニッツは、幾何学の公理は全て定義および同一命題から出発することで証明できる、と確信していた。そして、彼は、全体は部分よりも大きいことの論理的証明を、既に心中に思い描いていたように見受けられる」。

27 WOLFF, a. a. O. (Anm. 24), §. 45., p. 13.

28 WOLFF, a. a. O. (Anm. 15), cap. 4. §. 139., p. 69.

29 WOLFF, a. a. O. (Anm. 24), §. 47., pp. 13-14.

30 おそらく 1566 年に出版された *Analysis geometrica sex librorum Euclidis* のこと。

31 Gottfried Wilhelm LEIBNIZ, “De cognitione, veritate, et ideis”, in: *Acta eruditorum*, (November 1684), pp. 540-541.

32 DE RISI, a. a. O. (Anm. 26), p. 65.

33 John WALLIS, *Institutio Logicae*, (4th ed., Impensis Henr. Clements et al., 1715), lib. 3. cap. 22., p. 235.

34 Anonymous, “Some familiar letters between Mr. Locke and several of his Friends, h. e. Epistolae familiares Lockii et nonnullorum Amicorum ejus, Londini, apud A. et J. Churchill, 1708”, in: *Acta eruditorum*, (October 1711), p. 477.

IV ネットルブラットにおけるヴォルフ哲学の受容と変容

1 はじめに

ヴォルフ哲学は自然法学に留まらず、実定法学にも影響を及ぼすようになる。これは、ヴォルフの自然法学が立法論的性格を帯びていたことに加えて（第三章第2節を参照）、自然法学から実定法が逸脱することをヴォルフ自身が禁止したせいでもある³⁵。では、肝心の実定法学者たち

からは、どのような反応があったのであろうか。本稿では、冒頭で言及したネットェルブラットの議論を追いながら、ライプニッツ＝ヴォルフ学派に関する法学サイドの展開を確認してみたい。

ネットェルブラットは、18世紀のドイツ法学界において最も影響力を持った人物の1人である。彼は若い頃からヴォルフ哲学の洗礼を受け、21歳の時、マールブルク大学で教壇に立っていたヴォルフとの個人的面識を得た。以後、順調にアカデミアの出世コースを歩んだ彼は、デンマーク等からの引き抜きを受けたにもかかわらず、ヴォルフの忠告やプロイセン王国からの異動禁止もあり、ハレ大学に留まった。彼が後世に何よりも強い影響力を及ぼしたのは、プロイセン一般ラント法（1794年）の編纂者たちを育成したことにある。

ネットェルブラットが我が国において言及される時、サヴィニーの前座として法学の整理に努めたことがとりわけ強調される。例えば、民法典の総則の萌芽はネットェルブラットにも見受けられるけれども、むしろピューターによるその改鑄が重要であり、その後のパンデクテン法学に繋がった、という具合である。この事情は海外の先行研究でも変わっておらず、例えば錯誤論における「意図 (intention)」と「意図の表示 (declaration of intent)」との区別を導入したのはヴォルフ学派であり、ネットェルブラットが定式化し、サヴィニーがこれを完成させたと言われる³⁶。さらに、この窓口的役割については、消極的評価が付け加わることもある。サヴィニーは、ネットェルブラットたちが哲学に譲歩するあまり、法学の地位を18世紀に低下させてしまったと嘆いた³⁷。

すると、当時のヴォルフ学派に対する法学者サイドの反応として、ネットェルブラットの学説は重要な要石であることになろう。そこで、本稿は、ネットェルブラットがヴォルフ哲学に対して取った態度を明らかにし、パンデクテン法学の前座としてのヴォルフ哲学支持者という、従来あまり積極的でない評価の適否を検証する。

2 ネットェルブラットにおける論証的方法の意味

(1) 文献の選定

ネットェルブラットが著書のタイトルにヴォルフ哲学という表現を用いているのは、『週刊ハレ雑誌 (*Wöchentliche Hallische Anzeigen*)』1750年46号および47号に掲載された「実定法学の理論におけるヴォルフ哲学の正しい使用について (*Von dem rechten Gebrauch der Wolffischen Philosophie in der Theorie der positiven Rechtsgelahrtheit*)」(以下「正しい使用」論文と略す)⁴⁰である。

しかし、ネットェルブラットは既に同じ週刊誌の1746年41号から43号にかけて連載した「市民法学における論証的教授法の適用について (*Von der Anwendung der demonstrativischen Lehrart in der bürgerlichen Rechtsgelahrtheit*)」およびこの論文を膨らませた内容になっている『ドイツにおける市民法学および自然法学の今日的状態と、その必要的改善および当該改善に資する手段に関する現実即応的見解 (*Unvorgreifliche Gedanken von dem heutigen Zustand der bürgerlichen und natürlichen Rechtsgelahrtheit in Deutschland, derer nöthigen Verbesserung und dazu dienlichen Mitteln*, 1749年)』(以下、『現実即応的見解』と略す)⁴¹においても自身の考えを表明していた。本稿では、主に1番目と3番目の著作を見ていくことにする。

(2) 市民法学における論証的方法の3つの規則

ネットェルブラットは「正しい使用」論文の中で、3つの規則に言及している。これら⁴²の規則は、『現実即応的見解』の第1部第3章第44-46節で詳細に解説されている。後者の該当箇所のみを抜き出すと、次のようになる。

[訳者註：第1部第3章第44節からの抜粋]

論証的教授法の第1の規則は、あらゆる専門用語が正しく説明さ

れなければならないことを求める。ところで、法的な専門用語はそれについて説明を与えることができない類の言葉に属している、と主張している人は、私を知る限りいない。また、あらゆる法学者が専門用語を自身が必要とする限りで説明しようと苦心していることは、法的な専門用語の説明はもちろん可能であるとみなしている証拠である。⁴³

〔訳者註：第1部第3章第45節からの抜粋〕

さて、論証の方法の第1の規則が市民法学を論じるにあたって成立することは明らかであるから、同様に第2の規則が適用されることも明らかである。第2の規則は、次のことを求める。すべての命題が正しく確定され、かつ、正しく論証されるべきである。〔命題を〕確定することについては、おそらく誰もが私と意見を共にしているであろう。しかし、市民法学が論証可能であることは、多くの疑問に晒されている。けれども、市民法学に現れる命題はどれも、諸法文の内容あるいはそれらの法文の現代的慣用に関わっているのだから、以下のことは明らかになっているであろう。市民法学に属するすべての命題は、もし〔必然的命題と恣意的命題の〕どちらの種類の命題も論証可能であることが示されるならば、論証可能である。ところで、私が命題の1番目の種類〔訳者註：必然的命題〕を論証する仕方について論じた事柄（第38節、第39節、第40節）を、また、命題の2番目の種類〔訳者註：恣意的命題〕を論証する仕方について述べた事柄（第41節）を思い出す人は、おそらく私に対して、市民法学に登場する両種類の命題の論証が可能であることを証明するように要求しないであろう。⁴⁴

〔訳者註：第1部第3章第46節からの抜粋〕

さて、論証の方法の第3の規則が市民法学において遵守されうることは、ここでも簡単に示すことができる。もし法学者たちが、[複数の] 真理が今からお互いにどのような順番で成立すべきかについて彼らに命じる法文を持たないならば、つまり、そのような法文がそもそもないならば、彼らは、市民法学を論ずるにあたって、自然な秩序を考慮に入れる自由をおそらく持っているであろう。そして、このことは、その他の[学問分野の] 真理において可能であるのと同じくらい、おそらく法的な真理においても可能であろう。さて、論証の方法の3番目の規則は、自然な秩序が考慮に入れられるべきであることしか要求していないので、次のことに疑いの余地はない。すなわち、この3番目の規則も、市民法学を論じるにあたって適用⁴⁵することができる。

以上の3つの規則は、次のようにまとめることができる。第1の規則は、専門用語の説明、すなわち、ヴォルフがいうところの定義、主語、述語の明確化である。所有権とは何か、契約とは何かを、最初に定義する必要がある。

第2の規則は、市民法学の命題も他の諸学と同様に論証されなければならないことを命じる。このとき、ネットェルブラットは、市民法学特有の事情に鑑みて、ヴォルフから大きく離れる修正を3つ講じている。第1に、「必然的命題 (notwendiger Satz)」と「恣意的命題 (willkürlicher Satz)」との区別である。必然的命題とは、成文法の中で明示的に記述された命題のうち、そのように規定されている理由が明らかであり、かつ、別様に規定することが不可能であると推論できる命題を云う。これに対して、恣意的命題とは、成文法の中で明示的に記述された命題のうち、そのように規定されている理由は明らかであるものの、別様に規定することが不可能であったとまでは言えない命題を云う。⁴⁶ 法学者の視点から見ると、この区別は適切である。なぜなら、実定法の規定の多くは

政策的であり、必然性を伴うものは少ないからである。例えば、消滅時効に要する期間が必然的に一意に決まると考える民法学者は稀であろう。第2に、必然的な根拠を持たない後者のような立法が為されることを考慮して、ネットелブラットは「哲学的論証 (philosophische Demonstration)」の他に「歴史的論証 (historische Demonstration)」を導入した。⁴⁷前者は確実な根拠から「推論を通じて (durch Schlüsse)」行われる論証であり、後者は「適法な証拠を通じて (durch rechtmäßige Zeugnisse)」行われる論証である。⁴⁸ネットелブラットは、この区別は「疑いようもなく多くの人々にとって馴染みがないであろう (wird ohne Zweifel viele befremden)」と述べており、彼の独創であると告白した上で、⁴⁹次のように弁明している。

ところで、数学者が、「もし自分が今取り組んでいる真理の種類に依じて、『三角形のすべての角の和は180度である (Q.E.D.)』と、確かな根拠から正しい推論を通じて帰結させるならば、この命題を論証したことになる」と述べるように、法学者も、「もし自分が今取り組んでいる真理の種類に依じて、『侵入を伴って窃取した窃盗犯は、絞首刑に処されねばならない (V.R.W.)』⁵⁰と、『カロリーナ刑事法典』の明確な文言を通じて帰結させるならば、この命題を論証したことになる」と述べることができる。彼らがどのように確信したのか、というその仕方だけが異なっている。前者は、確かな根拠から正しい推論によって、後者は、目下の事案における疑いようのない証拠によって確信した。いったいどうして、自分は論証したのだ、と一方に言えることが他方には言えないことになるのか、いや、⁵¹言える。

さて、このように、確かな根拠から正しい推論によって結論を導き出す作業以外を論証と呼ぶ場合、その論証は明らかにヴォルフがいうとこ

ろの論証とは異なっている。なぜなら、それは既にスコラ的な命題論理の適用以外の何かを意味しているからである。そこで第3に、ネットェルブラットは、ヴォルフが用いていた「論証 (demonstratio)」の概念を換骨奪胎して、法実務に適用可能なように定義しなおした。

「論証する (demonstrieren)」という言葉は、様々に理解されるわけであるが、私にとっては、そこから「確信 (Überzeugung)」が生じるように何事かを示すことを意味する。ここから、次のことも同時に明らかになる。ある命題が一定の否定し得ない根拠から連鎖的な推論を通じて必然的に帰結する、ということは、論証に要求されていない。むしろそのようなこと〔訳者註：確実な根拠から連鎖的な推論によって必然的な結論を導出する作業〕は、論証のひとつの種類に過ぎず、なるほど最も連結が強いけれども、しかしあらゆる真理において行われるわけではなく、必然的な真理においてのみ行われ、恣意的な真理においては行われないものである。⁵² (下線は引用者による)

この定義は、おそらく法廷での論証を念頭に置いている。法廷での論証は、必ずしも三段論法に従った数珠繋ぎの命題の束ではない。ネットェルブラットが「連鎖的な推論 (verknüpfte Schlüsse)」を要求しないのは、法廷における論証には必ず飛躍ないし推定が生じるからであろう。

例えば、Xが知人のYから馬を買ったときのことを考えてみよう。Xはこの売買によって自分が馬の所有者になったと主張したくなる。この主張は、Yが真に所有者であったこと、すなわち、売主Yのもとへ馬が渡るまでの法的な権原に瑕疵がなかったことを前提としている（即時取得に類する制度については、今は考えないものとする）。さもないと、Xは非所有者から買ったことになるからである。また、XY間の売買には錯誤等の契約を無効にする原因もなく、さらに、Xが現時点まで

に取得時効などで馬を横奪されていないことも前提となる。これらの前提をすべて証明することは不可能である。なぜなら、連綿とした時間の各点においてこれらの事象が起きなかったことの証明は、人間の能力の範囲外に属するからである。そこで、法学においては、証明責任を各人に割り振って、証明すべき事柄をあらかじめ限定する。つまり、裁判官は、これさえあれば確実に真理に到達できるという根拠を持っているわけではなく、判決は、常に不確実な証拠から飛び飛びの推論によって下される。この解釈は、ネットェルブラットが「確信 (Überzeugung)」という主観的要素を強調していることから明らかである。なぜなら、裁判において最終的に判決を左右するのは、裁判官がどちらの言い分ほどの程度納得したかという心証形成だからである。

最後に、第3の規則は、法の欠缺に関するものである。実定法学者は、法が欠缺している場合、それを「自然な秩序 (natürliche Ordnung)」によって補うことができる。この規則に関しては、3点指摘しておく必要がある。第1に、法が欠缺している場合に自然法によってこれを補填することは、ネットェルブラット以前から広く認められていた。プーフェンドルフもまた、立法者は自己の見解を全ての事項について表明しえないがゆえに、自然法がこの欠缺を補充すると説いた⁵³。したがって、自然な秩序による補充は、ヴォルフ学派固有の発想でもなければネットェルブラットの独創でもない。第2に、このような補充は、サヴィニーが念頭に置いていた体系的思考とは異なっている。ネットェルブラットがヴォルフの自然法に法源性を認めている以上、自然的秩序とは論理的秩序に他ならないのであるけれども、サヴィニーはこのような論理的秩序ないし論理的体系を評価していないからである⁵⁴。第3に、この3番目の規則それ自体が、ヴォルフの立法理論に対する著しい制限を成している。この最後の問題（自然法と実定法の優先順位）については、次の節で検討する。

3 ヴォルフ哲学に対する市民法学側からの制限

(1) 専門用語の解釈に対する制限

ネットェルブラットはヴォルフの哲学的方法を市民法学にも適用することができると考えたわけであるが、それは法学に対する哲学の優位を意味するのであろうか。ここで筆者が「法学に対する哲学の優位」という表現で念頭に置いているのは、次のような問いである。市民法学は、ヴォルフの体系から離れることができず、常に彼の自然法学を尊重しなければならないのであろうか。この問いに対するネットェルブラットの回答は、否定的なものであった。彼は「正しい使用」論文の中で、次のように述べている。

ヴォルフの説明には、法的な専門用語に関する説明であるときと、そうでないときとがある。前者の場合、法的な専門用語は、法文それ自体の中に現れているものであるか、あるいは、それらの用語が簡潔な表現を可能にするがゆえに、法学者たちによって考案されたものである。実定法学の理論におけるヴォルフ哲学の正しい使用にあたっては、説明という観点での素材的な使用〔訳者註：講壇における概念の解説のための使用〕が問題になっている限り、この区別に注目しなければならない。そしてそこでは以下の規則が遵守されなければならない。ヴォルフの正しい説明は、法的な専門用語の説明でないときは、実定法学の理論へ転用してはならず、むしろ既知のもの〔訳者註：哲学部で学ぶ基礎知識〕であると想定されなければならない。その結果、このように単なる哲学的な、ヴォルフ哲学において正しく説明された専門用語は、実定法学の理論においては、ヴォルフ哲学において解釈された通りの理解でしか解釈してはならない。これに対して、ヴォルフの説明が法的な専門用語の説明であるときは、実定法学の理論へ持ち込まなければならない。そして、実定法学の中で繰り返され

なければならない。但し、法文の中に現れている専門用語の説明であるときは、それが法文の意味と合致している場合に限られ、また、法学者たちが考案した専門用語の説明であるときは、それが当該法学者たちの学派において通用し受け入れられている意味と合致している場合に⁵⁵限られる。

ネットェルブラットは、この箇所において、専門用語の説明はヴォルフ哲学の用語法に従うことがある、と述べている。しかし、そこには2つの強い制約がかけられている。第1に、法的でない専門用語の説明は、法学とは無関係であるから、実定法学に持ち込んではいならない。それは、法学外の基礎知識であり、哲学が説明している通りに解釈するしかないものである。第2に、法的な専門用語の説明は、なるほどヴォルフ哲学の説明を実定法学に持ち込むことができるけれども、それが法文上の用語であるときは当該法文の意味に合致していることが求められ、法学者が独自に考案した用語であるときは、当該学派の慣用に合致することが求められる。つまり、ネットェルブラットは、ヴォルフ哲学の用語法に、実定法学の用語の意味を変える権能を認めていないのである。無論、実定法学が哲学の専門用語の意味を変えることも認められていないので、ネットェルブラットの意図は、法学を哲学に対して優越させることにはなく、哲学と法学とをディシプリンにおいて明確に区別することにある。

この制限は、一見すると、ヴォルフ哲学の受容を骨抜きにしている。なぜなら、法律用語の意味が最終的に既存の解釈によって決せられるならば、わざわざヴォルフの見解を参照しても無駄なことのように思われるからである。しかし、実際にはこのような無駄は生じていない。なぜなら、ネットェルブラットがヴォルフ学派の用語法に注目した動機は、その内容にではなく表現形式にあったからである。このことをネットェルブラットは、次のように説明している。

したがって、例えば、詐欺、恐怖〔訳者註：日本法では強迫〕、所有、契約などがヴォルフ哲学において正しく説明されており、かつ、これらの単語が法文や法学者たちの学派に登場する意味で説明されていることも確実であるならば、どうして学生たちに、既に彼らが哲学において学んだこれらの言葉の説明を放棄させて、その代わりに、哲学においては「詐欺とは、意思に基づいて克服可能な行為の誠実さが欠けていることである」と教えつつ、実定法学においては「詐欺とは、他人を陥れ、欺き、騙すために用いられるあらゆる賢しら、誤魔化し、奸計である」〔訳者註：この定義はローマ法の『学説彙纂』第4巻第3章第1法文第2項に現れる〕と教えなければならないのだろうか。両方の説明は実はひとつのものであり、前者のほうが規則に従って正確に組み立てられているけれども後者はそうではない、というだけである。そして、⁵⁶その他の先に挙げた単語についても同様である。

このように、ヴォルフ哲学における表現と法文上の表現とが異なることは、両者が意味において異なることと必ずしも一致しない。したがって、法律用語の意味を変更することなく、より簡潔でより明快な哲学上の表現と置き換えることは可能である。そして、この表現形式の洗練こそが、ネットェルブラットにおけるヴォルフ哲学受容の目的のひとつであった。

(2) 規範に対する制限

ヴォルフ本来の方法論の後退は、専門用語の説明においてだけでなく、規範それ自体についても見られる。

ヴォルフの説明を用いるにあたっては、それらの説明に〔法的な説明とそれ以外の説明という〕ひとつの区別を設けなければなら

ないのであるが、それと同様に、ヴォルフ哲学に含まれている命題を用いる際も、ひとつの区別を設けなければならない。すなわち、そのような命題には、自然法学に属するものと、そうでないものがある。そして、前者の場合、実定法には、自然法上の事柄を承認しているものと、そこから離れているものがある。さて、この区別を、実定法学の理論におけるヴォルフ哲学の素材的な使用にあたって、それが命題の使用に関係する範囲で見なければならぬ。そこでは、以下の規則に注意しなければならない。ヴォルフ哲学の正しい命題は、それらが自然法学に属するものでないときは、実定法学に転用してはならず、実定法学の命題の証明にあたっては、単に証明の根拠（論証の原理 *principia demonstrandi*）として用いなければならない。そしてそこでは、定理（補題 *lemmata*）として適用されなければならない。但し、次のような制限がある。ある命題がヴォルフ哲学の正しい諸命題から帰結するという理由だけで真と解されてはならず、それがヴォルフ哲学の諸命題から帰結し、かつ、実定的な諸法文がそれと一致しているという理由で真と解されなければならない。とはいえ、実定的な諸法文がその命題と明示的に一致しているのか、それとも、実定的な諸法文においてはそれについて何も述べられていないがゆえに黙示的にのみ一致しているのかは、関係がない。反対に、ヴォルフ哲学の諸命題が自然法学に属するものであるとき、もし実定的な諸法文が、もともと自然法である事柄を明示的にあるいは黙示的に承認しているならば、実定法学に適用されて、そしてそこで繰り返されなければならない。しかし、もし実定的な諸法文が、自然法上の事柄から離れているならば、ヴォルフの諸命題の使用は成立しない。そして、もしこの場合にヴォルフの諸命題が適用されるならば、大きな濫用になる。⁵⁷

命題に関するネットェルブラットの見解も、さきほどの用語の説明と同様である。まず、ヴォルフ哲学の命題が法的なものでないとき、それは法学の外部にある命題となり、法的な命題の証明の「補題 (lemmata)」としてのみ使うことができる。ネットェルブラットは具体例を挙げていないけれども、法学が法学外の知識をその時代ごとに利用していることは間違いのないであろう（例えば「加害行為と損害との間に因果関係がある」こと）。なお、「補題」という言葉は本来、主要な命題の証明に必要な補助定理を意味しており、異なるディシプリンの知識という使い方は、ネットェルブラットのオリジナルであろう。

次に、ヴォルフ哲学の命題が法的なものであるとき、すなわち、ヴォルフの自然法学の命題であるときは、実定法および実定法学者の命題の内容と一致する限りでのみ、実定法学に導入することができる。ネットェルブラット自身は明記していないけれども、法的な専門用語に関する彼の解説、すなわち、ヴォルフ哲学の形式的な美しさが教義の整理に役立つという考えは、命題についても当てはまるのではないかと思われる。

4. 教授法としての論証的方法

さて、このようなネットェルブラットの主張を前にすると、彼がヴォルフ哲学に関心を抱いたのは、高々既存の用語や命題を整えて分かりやすくするためでしかなかったのか、という疑念が生じる。けれども、この分かりやすくするという点にこそ、当時の法学界が直面していた困難が潜んでいたのである。彼は、『現実即応的見解』⁵⁸において、当時の法学を巡る「真理それ自体 (Wahrheiten selbst)」および「いかにしてこれらの真理は論じられているか (Art und Weise wie die Wahrheiten abgehandelt werden)」という2つの状況を次のように叙述する。

市民法学において、私たちの時代には、なるほど、かつてと比べて際限がないほどより多くのより有益な真理が講じられている。

しかし、この学問の一部ではなく、歴史学、哲学、神学の一部に属する真理が混入している。しかも反対に、法的な真理のすべてが論じられているわけでもない。必要かつ有益な真理が、不必要で無益な真理よりも常に十分に優先されているわけでもなく、さらには、普通法学上の真理であるかのように提示されているものが、実はそうではないこともある。⁵⁹

教科書となっている市民法学の書物においては、法学が正確かつ十分にその諸部分に区分されておらず、またそこでは、正しい秩序、最大限の明晰性および最高度の確実性を至るところで見出しうるわけでもない。⁶⁰

ネットェルブラットがヴォルフの数学的方法論に関心を抱いたのは、新たな法的真理を発見するためではなく、法学の「教授法 (Lehrart)」を改善するためであった。彼は、当時の法学の内容そのものではなく、教え方が不適切であると考えていた。その事例のひとつとして、当時の高等教育における教材および教員配置の混乱が挙げられている。⁶¹ 彼が必要だと考えたのは、この成熟しつつあるにもかかわらず教育機関の不首尾のせいで混乱している法学を、うまくまとめあげる方法であった。それは、法学以外の知識を適切に除外し、配列を整え、明晰かつ確実な事柄を教える方法でなければならなかった。すべての学は論理によって整然と論証されうる、と主張したヴォルフ哲学が彼の目に魅力的なものに映ったのは、これらの目的からして当然のことだと思われる。

つまり、ネットェルブラットは、ヴォルフ哲学に対する賛意を表明していたにもかかわらず、哲学が法学に資する道具であるという見方において、トマジウスやミュリウスの姿勢を維持していたのである。本章の冒頭でも触れたように、ネットェルブラットが法学の深化ではなく形式の改善に邁進してそのためにヴォルフ哲学を受容したことは、後にサヴィ

ニーによって厳しく批判されることになる。けれども、この批判を再検討することは、本稿が扱った時代の後史ということになる。

35 Christian WOLFF, *Institutiones juris naturae et gentium*, (Prostat in Officina Rengeriana, 1774), par. 3. sect. 2. cap. 4., §. 1045., p. 635.

36 以下の伝記は August Ritter von EISENHART, “Nettelblatt, Daniel” in: *Allgemeine Deutsche Biographie* 23 (1886), SS. 460-466, unter Nettelblatt [Online-Version] ; URL: <https://www.deutsche-biographie.de/pnd100220738.html#adbcontent>, accessed 30 September 2018 および Tilman REGEN, “Nettelblatt, Daniel” in: *Neue Deutsche Biographie* 19 (1999), SS. 85-86, [Online-Version] ; URL: <https://www.deutsche-biographie.de/pnd100220738.html#ndbcontent>, accessed 30 September 2018 に依った。

37 耳野健二「学問によるパンデクテン体系の成立：19世紀前半のドイツにおける法律学の近代化の一側面（一）」『産大法学』40巻3・4号166-171頁（京都産業大学法学会，2007年）。民事詐欺の研究においても、ダベロフの師でありヴォルフの弟子であるネットルブラットという紹介のされ方をしている。岩本尚禧「民事詐欺の違法性と責任(3)『北大法学論集』63巻5号280-281頁（北海道大学法学部，2013年）。

38 Martin Josef SCHERMAIER, “Mistake, misrepresentation and precontractual duties to inform: the civil law tradition”, in: Ruth SEFTON-GREEN (ed.), *Mistake, Fraud and Duties to Inform in European Contract Law*, (Cambridge University Press, 2005), p. 53.

39 STÜHLER, (Anm. 11), S. 60.

40 本稿では彼の死後に出版された論文集 *Sammlung kleiner juristischer Abhandlungen*, (Die Rengersche Buchhandlung, 1792), SS. 111-125. に再録されたものを用いた。

41 この本については *Zuverlässige Nachrichten von denen ietztlebenden Rechtsgelehrten*, Bd. 3., (Carl Christian Kümmer, 1759), S. 463. にネットルブラット自身の短い解説がある。それによれば、「この著作は、法学における論証的教授法の使用に関する私の信条を、また、正しい知性で把握された実定的な、とりわけ法的な論理の良き教材を含んでいる」。なお、題名の *unvorgreiflich* の訳出に悩んだが、江藤恭二「(1) Gotha 公 Ernst der Fromme

- の子弟教育について：資料紹介を兼ねた覚え書』『日本の教育史学』4巻156頁（教育史学会，1961年）が，ネットェルブラットについてではないけれども「現実即応的の見解（*unvorgreiflich Gedanken*）」という訳を提示しており，これが最も相応しいと判断した。
- 42 Daniel NETTELBLADT, *Von dem rechten Gebrauch der Wolffischen Philosophie in der Theorie der positiven Rechtsgelahrtheit*, in: *Sammlung kleiner juristischer Abhandlungen*, (Die Rengersche Buchhandlung, 1792), §. 5., SS. 117-118.
- 43 Daniel NETTELBLADT, *Unvorgreifliche Gedanken von dem heutigen Zustand der bürgerlichen und natürlichen Rechtsgelahrtheit in Deutschland, derer nöthigen Verbesserung und dazu dienlichen Mitteln*, (Die Rengerische Buchhandlung, 1749), Absch. 1. Cap. 3. §. 44., S. 68.
- 44 *Ibid.*, Absch. 1. Cap. 3. §. 45., SS. 69-70.
- 45 *Ibid.*, Absch. 1. Cap. 3. §. 46., SS. 70-72.
- 46 *Ibid.*, Absch. 1. Cap. 3. §. 33. dd., SS. 46-47.
- 47 *Ibid.*, Absch. 1. Cap. 3. §. 34., SS. 47-48.
- 48 *Ibid.*, Absch. 1. Cap. 3. §. 34., S. 48.
- 49 *Ibid.*, Absch. 1. Cap. 3. §. 34. ee), S. 48.
- 50 V.R.W. は Q.E.D. に相当する部分で，「法にもとづいて（*von Rechts wegen*）」の略。
- 51 NETTELBLADT, a. a. O. (Anm. 43), Absch. 1. Cap. 3. §. 34. ee), S. 49.
- 52 *Ibid.*, Absch. 1. Cap. 3. §. 34., S. 47.
- 53 Paul BURIAN, *Der Einfluß der deutschen Naturrechtslehre auf die Entwicklung der Tatbestandsdefinition im Strafgesetz*, (Reprint 1970, De Gruyter, 2017), S. 31.
- 54 耳野健二『サヴィニーの法思考：ドイツ近代法学における体系の概念』137-140頁（未來社，1998年）。
- 55 NETTELBLADT, a. a. O (Anm. 42), §. 7., S. 119.
- 56 *Ibid.*, §. 8. l), S. 121.
- 57 *Ibid.*, §. 8., SS. 121-122.
- 58 この書物の執筆年は重要である。ヴォルフは1723年に儒教礼賛演説で無神論の烙印を押され，プロイセンから追放されていた。しかし，フリードリヒ大王が即位したことで復帰を許され，1745年には学長に就任している。この就

任の前後は、ちょうど『科学的に研究された自然法 (*Jus naturae methodo scientifica pertractatum*, 全8巻, 1740-1748年)』が執筆されている最中であり、数学的方法を法学へ応用する作業が最盛期を迎えた時期であった。したがって、このネットェルブラットの書物は、同書の執筆が終わった翌年に出版されたことになる。ネットェルブラットの報告によると、数学的方法の応用可能性は法学者たちのあいだで激しく争われたものの、1749年の段階では肯定派が優勢になったようである。この経緯については、NETTELBLADT, a. a. O. (Anm. 43), Absch. 1. Cap. 1. §. 22. s), SS. 30-31. を参照。けれども、1750年代に入ると、トマジウスの啓蒙主義を受け継ぐ通俗主義哲学が台頭し始めた。両者の対立は、1763年度ベルリン・アカデミー懸賞課題におけるメンデルスゾーンとカントの競争にも現れている。当該懸賞課題の経緯については、小谷英生「1763年度ベルリン・アカデミー懸賞課題に対するメンデルスゾーンとカントの回答」『群馬大学教育学部紀要〔人文・社会科学編〕』65巻55-57頁(群馬大学教育学部, 2016年)を参照。

59 NETTELBLADT, a. a. O. (Anm. 43), Absch. 1. Cap. 1. §. 4., SS. 6-7.

60 *Ibid.*, Absch. 1. Cap. 1. §. 9. S. 13.

61 *Ibid.*, Absch. 1. Cap. 1. §. 13. SS. 16-18.

V おわりに

18世紀中葉にドイツの哲学界を支配したヴォルフ哲学は、それまでばらばらに営まれていた諸学の統一を目指した。この統一を、ヴォルフは数学的方法によって達成しようと試みた。数学的方法とは、定義および公理からスコラ的な三段論法を使って諸命題を演繹し、ドグマを打ち立てようとする作業である。彼は、諸学がこのような論証に服する以上、その最も一般的な適用である哲学を中心に統合されると考えた。この考えは、近世の著名な数学者たち、例えばライプニッツやウォリスなどから影響を受けたものであった。

ライプニッツ=ヴォルフ学派がカントに至るまでの哲学史において多大な影響を誇ったことは事実であるけれども、そのような思想潮流に対

する当時の法学者の反応は、必ずしもヴォルフが期待していたものではなかった。今回研究対象としたネットルブラットは、ヴォルフ哲学を高く評価しながらも、法学全体が数理化されて哲学の一部門に格下げされるとは考えていなかった。ネットルブラットがヴォルフ哲学を受容するにあたっては、以下の4点が前提にあった。

第1に、ヴォルフ哲学の中の法的でない用語や法的でない命題は、法学というディシプリンへ持ち込んではいならない。そのようなものは、あくまでも哲学的な用語、哲学的な命題として、法学の外部に置かれる。反対に、法学がそれらの哲学的な用語や命題の内容を変更することも許されない。法学と哲学は、異なるディシプリンとして明確に区別される。但し、法的な命題の証明のために哲学的な用語や命題が必要なときは、補助手段としてこれを援用することができる。

第2に、ヴォルフ哲学の中の法的な用語について、それが市民法学の用語の説明に干渉することはできない。なぜなら、ある法的な用語に関する市民法学の解釈とヴォルフ哲学の解釈とが食い違っているときは、市民法学の解釈が優先するからである。ヴォルフ哲学が市民法学の用語法に有益であるのは、新しい意味を提供してくれるからではなく、形式的な不備、例えば表現が煩雑である等の欠点を改善して、より簡明な定義を与えてくれるからである。ネットルブラットが「悪意・詐欺(dolus)」という用語をヴォルフ哲学によって簡潔に定式化した試みは、ひとつの応用例として注目に値する。

第3に、ヴォルフ哲学の中の法的な命題について、それが市民法学の命題の内容に干渉することはできない。また、ある法的な命題が、ヴォルフの自然法学の諸命題から三段論法によって証明されたとしても、それだけではこの命題が市民法学においても真であると断定してはいならない。ヴォルフ哲学の法的な命題が市民法学においても真であるためには、それが実定法ないし実定法学者の解釈と合致しているか、あるいは、実定法がそれについて何も述べていないことが要求される。このよ

うな実定法優位の思想は、主権者を自然法に拘束しようとしたヴォルフの考えと対照的である。

第4に、法学において三段論法を適用するそもそもの意図は、規範（例えばカロリーナ刑事法典の押し込み強盗に関する条文）に事実（例えば被告人が押し込み強盗であること）を当てはめることによって一定の結論（例えば絞首刑）が導き出されたとき、その結論に「確信（Überzeugung）」が生じることにある。ネットェルブラットは、法律家の納得をあくまでも重視しており、数学的方法によって何らかの法的な真理が自動的に手に入るとは考えていなかった。つまり、ネットェルブラットにとって、法的三段論法それ自体は判決発見の客観的方法ではないのである。彼は、（もしかするとライプニッツが既に構想していたかもしれない）判決の自動計算機のようなものを想定しておらず、法廷における裁判官の実際の判断過程を多分に斟酌していたことが窺われる。

以上の4つの前提は、結局のところ、哲学は法学に対して有益な道具立てを提供する部門であるという、トマジウスやミュリウスの見方に与するものである。ネットェルブラットがヴォルフ学派の一員であったことの意義は、法学の整理に役立つ道具としてヴォルフ哲学に着目したことにあり、法学を哲学の下に置くというヴォルフの目標は等閑視されていた。ネットェルブラットにとって、数学的方法とは専ら「教授法（独：Lehrart, 羅：ars docendi）」の問題であった。彼にとっての関心は、既に完備されつつある（と彼が信じていた）市民法をいかにしてスムーズに教えるかということにあった。したがって、本稿が冒頭で提起した問い、すなわち、法的三段論法と論理学固有の三段論法とが異なることは歴史的にいつ頃自覚されたのか、という問いに対しては、遅くとも18世紀中葉にはどの点まで異なるかも含めて気づかれていた、と答えることができよう。

なお、本稿が明らかにしたネットェルブラットの方法論は、彼の歴史的立場づけについて再考を促すように思われる。従来、ネットェルブラット

は、ヴォルフ哲学を法学に流用し、これによって後世の歴史法学派から批判された人物であるという側面が強調されてきた。これは、ヴォルフ哲学が独断論として糾弾され、あたかもカントの引き立て役であるかのような扱いを受けてきたことと似ている。しかし、ネットェルブラットがヴォルフ哲学に着目した動機、すなわち、ローマ法大全にもとづく当時の教科書や講義が理路整然としていないのでその改善を欲したことは、法学教育という観点から肯定的に捉えうる。さらに、彼は決してヴォルフ哲学を無思慮に法学へ流用したわけではなく、法学に特有の事情を考慮してこれに修正を加えていた。もしサヴィニーらの批判に正当性があるとすれば、それは、ネットェルブラットが18世紀のドイツ市民法学の成熟具合について楽観的過ぎた、というところに限定されるのではないであろうか。カント以後の世代がこの時代に加えた批判を相対化し、当時の豊饒な思想の取り組みを明らかにする作業は、今後も必要不可欠である。